

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）					
区分	最低基準	区分	最低基準				
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう障がいの程度に応じて利用者を1人又は複数に区分したものをいう。以下同じ。）ごとに、<u>常勤換算をして、次に掲げる数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士又は作業療法士を必要な人数含まなければならない。</u></p>	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう<u>利用者の障がいの程度に応じて1人又は複数に区分した利用者の単位</u>をいう。以下同じ。）ごとに、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、常勤換算をして同表の右欄に定める人数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士又は作業療法士を必要な人数含まなければならない。</u></p>				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を</td> <td>6人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	人数	(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を	6人につき1人
区分	人数						
(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を	6人につき1人						

	<p>(ア) (イ)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した平均障害支援区分が4未満の場合は6で、平均障害支援区分が4以上5未満の場合は5で、平均障害支援区分が5以上の場合は3で、それぞれ除した数</p> $\frac{\{(2 \times \text{障害支援区分が区分} 2 \text{ に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害支援区分が区分} 3 \text{ に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{障害支援区分が区分} 4 \text{ に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{障害支援区分が区分} 5 \text{ に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{障害支援区分が区分} 6 \text{ に該当する利用者の数})\}}{\text{利用者の数}}$ <p>(イ) 知事が別に定める利用者の数を10で除した数</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>		<p>いう。以下同じ。)が4未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="997 347 1372 757"> <tr> <td>(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</td> <td>5人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(エ) 知事が別に定める利用者</td> <td>10人につき1人</td> </tr> </table> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>	(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	5人につき1人	(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	3人につき1人	(エ) 知事が別に定める利用者	10人につき1人
(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	5人につき1人								
(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	3人につき1人								
(エ) 知事が別に定める利用者	10人につき1人								
<p>略</p> <p>サービスの提供</p>	<p>1～22 略</p> <p>23 前2号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同</p>	<p>略</p> <p>サービスの提供</p>	<p>1～22 略</p> <p>23 前2号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同</p>						

下同じ。) 、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めること。 24～45 略
略

じ。) 、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めること。 24～45 略
略

別表第2 (第3条関係)

区分	指定基準
略	
個別支援計画	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合には、少なくとも3月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。
略	

別表第2 (第3条関係)

区分	指定基準
略	
個別支援計画	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、 <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u> を提供する場合には、少なくとも3月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。
略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。